

第4 法人の状況

1 資本金の状況

本機構の資本金は、平成18年9月30日現在、1億円です。

2 役員の状況

役員の定数は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとしており、機構法第9条の規定により理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年となっております。

平成18年9月30日現在の役員は、次のとおりです。

役職	氏名	任期	経歴
理事長	北原 保雄	平成16年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和35年4月 東京都立学校教員採用 昭和43年4月 和光大学人文学部講師 昭和46年4月 和光大学人文学部助教授 昭和49年4月 筑波大学文芸・言語学系助教授 昭和59年9月 筑波大学文芸・言語学系教授 平成2年4月 筑波大学文芸・言語学系長 平成5年4月 筑波大学附属図書館長 平成10年4月 筑波大学長 平成16年4月 本機構理事長
理事	沖吉 和祐	平成18年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和42年4月 文部省採用 平成4年7月 国立科学博物館次長 平成6年4月 静岡大学事務局長 平成8年7月 北海道大学事務局長 平成9年11月 筑波技術短期大学副学長 平成14年1月 日本育英会理事 平成16年4月 本機構理事 平成18年4月 再任
理事	長谷川 裕恭	平成18年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和49年4月 文部省採用 平成12年6月 文化庁文化財保護部長 平成13年1月 文化庁文化財部長 平成13年7月 東京工業大学事務局長 平成14年11月 東北大学事務局長 平成16年4月 (独)大学評価・学位授与機構理事 平成18年2月 本機構理事 平成18年4月 再任
理事	蓑島 則和	平成18年7月10日～ 平成20年3月31日	昭和43年3月 日本生命保険相互会社入社 昭和63年7月 (株)ニッセイ基礎研究所出向、金融研究部長 平成10年3月 ニッセイ投資顧問(株)(現ニッセイセットマネジメント(株)) 出向、取締役 平成13年3月 同社常務取締役 平成15年6月 同社常任監査役 平成18年7月 本機構理事
理事	大浦 道德	平成18年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和37年10月 日本育英会採用 平成12年2月 日本育英会企画広報部長 平成14年4月 日本育英会総務部長 平成15年4月 日本育英会理事 平成16年4月 本機構理事 平成18年4月 再任
監事	安江 國浩	平成18年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和39年4月 学校法人早稲田大学採用 平成10年11月 早稲田大学理事(兼)人事部長 平成12年11月 早稲田大学常任理事 平成14年12月 日本育英会監事 平成16年4月 本機構監事 平成18年4月 再任
監事 (非常勤)	中野 陽一	平成18年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和49年 新和監査法人(現あずさ監査法人)採用 平成元年 中野公認会計士事務所開設 平成16年4月 本機構監事 平成18年4月 再任

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法により文部科学大臣とされており、通則法により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、または解任することができるかとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています。

② 会計監査人の監査等

本機構は通則法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

③ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下の通りです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

(2) 外部評価体制

本機構の業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度ごとの評価と、中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間ごとの評価があります。また業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることとなります。

本機構はまず、文部科学省独立行政法人評価委員会により、各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績について、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上評価を受けることとなります。この独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、本機構に対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べることができるとされています。

なお、中期計画では、これら評価の結果は、ホームページ等において国民に分かりやすい形で公表することとされています。

※平成 17 年度に係る業務実績に関する評価については 69 ページをご参照ください。

文部科学省の評価 (文部科学省独立行政法人評価委員会)	総務省の評価 (政策評価・独立行政法人評価委員会)
委員：外部有識者の内から文部科学大臣が任命	委員：外部有識者の内から総務大臣が任命
<p>【主務大臣への意見事項】 中期目標の決定・変更、業務方法書・中期計画書の認可時（通則法第 29 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 30 条第 3 項） 財務諸表の承認時（通則法第 38 条第 3 項） 利益残余使途の承認時（通則法第 44 条第 4 項） 限度額を超えた短期借入金の認可時（通則法第 45 条第 4 項） 財産処分等の認可時（通則法第 48 条第 2 項） 役員報酬の支給基準決定時（通則法第 53 条）</p> <p>【評価事項】 各事業年度に係わる業務の実績（通則法第 32 条第 1 項） 中期目標期間の業務の実績（通則法第 34 条第 1 項） 中期目標期間終了時の法人業務の継続必要性の検討（通則法第 35 条第 1、2 項）</p>	<p>主務大臣、独立行政法人の長に対し必要な資料提供、意見開陳、説明依頼などを行う権利を有している</p> <p>【評価事項】 事務・事業の改廃に関して主務大臣に勧告を行うことができる</p>

(3) 内部管理体制

(役員会の運営・業務執行体制)

理事長のリーダーシップの下、機動的な運営・業務実施を行えるよう組織運営・事業実施に関する権限・委任を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成する政策的、専門的、実務的観点から提言を行う政策企画委員会、企画立案機能をサポートする政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する運営会議を設置、当該会議を定期的開催し、重要な方針及び施策に関して審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

(監事監査)

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事 2 人を置いています（機構法第 7 条）。監事は、監事監査要綱に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・内部監査等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

(内部評価制度)

本機構内に大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、広くかつ高い見識を有する者で構成する評価委員会を設置し、本機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行うなど、内部評価を客観的かつ効果的に行うための制度を設けています。

(組織運営規程)

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでおります。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下の通りです。

① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

ア. 組織編成・運営の見直しの原則（組織運営規程第2条第1項）

組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じ、異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められることから、本機構の組織編成・運営は、時と場合に応じて、十分な連絡調整を行い、効率的、効果的なものになるよう、常に見直し、変更していくこととしています。

イ. 外部知見活用の原則（同第2条第2項）

本機構の業務運営実施には、外部有識者を有効利用・活用しています。

② 政策企画委員会の設置（同第5条）

理事長が本機構の政策方針等の決定を行うためには高度な知識と洞察、知識・経験が必要となります。そこで、各分野の優れた知識・経験等を有する者により構成する政策企画委員会を設置し、理事長を補佐しています。

(コンプライアンス体制)

本機構の業務執行にあたって、役職員倫理規程を制定し、職務の執行の公平さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図っています。また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に関する規程を制定し、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために情報公開・個人情報保護委員会を設置しています。

(リスク管理体制)

本機構の業務の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部体制及び危機管理のために行うものであり、内部監査規程に基づき、理事長は、各監査事項ごとに役員又は職員のなかから監査員を

任命し、監査計画を作成し実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

(4) 平成 17 年度業務実績評価について

本機構の平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価は以下のようになっております。

全体評価

① 評価を通じて得られた法人の今後の課題

- 日本学生支援機構は、我が国における学生支援の中核機関（ナショナルセンター）として、その一層の改善・充実に努め、サービスの利用者からも概ね良好な評価を得たものと認められる。
- 一方で、①奨学金貸与事業に係る返還金回収率向上の課題や、②留学生寄宿舎の確保に係る課題、③帰国した留学生に係るフォローアップの課題、④保有施設の年間稼働率の向上に係る問題も認められるところであり、「必要な者に必要な支援が行われる」よう、これらの課題について、国及び大学等の関係機関と密接な連携の下に重点的に取り組んでいく必要がある。

② 法人経営に関する意見

- 日本学生支援機構においては、業務をより効率的かつ効果的に遂行するための組織体制の改編や、支部への権限委譲などを昨年度に引き続き押し進め、それぞれの事業部門がサービス向上のために積極的に取り組んでいるものと認められる。
- より一層健全で効率的な法人経営を行うため、今後とも、外部有識者の意見等を適切に取り入れつつ、①組織運営の面では、支部機能の効率化と権限委譲を更に押し進め、②財務運営の面では、引き続き費用対効果に十分に留意した上で奨学金回収施策の一層の充実や適切な債権管理の実施を図るとともに、③人事管理の面では、ナショナルセンターの担い手としての職員の意識改革を図りつつ、長期的展望に立った人材の育成及び女性の幹部への登用等に取り組んでいく必要がある。

※「③特記事項」については特になし

なお、全文に関しては、文部科学省のホームページ（<http://www.mext.go.jp/>）内、文部科学省所管独立行政法人の平成 17 年度の業務実績に係る評価（http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/06090106.htm）において公表されております。